

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和 8 年 8 月組合議会定例会 会議録

令和 8 年 8 月 3 1 日

1 出席議員氏名

松隈 清之	末次 明	下田 辰也	伊藤 克也	池田 利幸
野下 泰弘	水田 志保	平野 達矢	牟田 秀文	小池 司
大川 隆城	吉富 隆			

2 会議録署名議員

伊藤 克也 牟田 秀文

3 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	向門 慶人	副管理者	岡 毅
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	松永 康輝	次長兼鳥栖消防署長	吉家 巧
総務課長	大寫 邦彦	警防課長	権藤 達哉
予防課長	中島 美弘	西消防署長	碓 誉志人
総務課参事	園木 勝彦	総務課長補佐兼総務係長	牟田 尚弘
総務係長	天野 正隆	財政係長	岡本 健吾
情報指令課 第1係	中原 康德		

4 議会事務局員氏名

総務係主査 福島 美沙子

5 議事日程

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 経過報告

日程第 4 管理者提案理由説明

日程第 5 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について

日程第 6 鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例

日程第 7 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 委託契約の締結について
(消防通信指令センター等共同運用整備事業(鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部整備))

日程第 11 令和8年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第1号)

日程第 12 令和7年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について

6 議会に付した案件

議事日程のとおり

7 議会の経過

開会 13時23分から14時50分

(松隈議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合 告示第5号におきまして、組合議会定例会が招集されました。

ただ今、出席人員12人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより令和8年8月組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を私から紹介させていただきます。

みやき町から令和8年3月2日付けで選出されました平野達矢議員、牟田秀文議員、小池司議員、それでは順次御挨拶をお願いいたします。

(平野議員)

はい。みやき町議会議員の平野達矢でございます。

住民の生命と財産を守るために、当議会の趣旨に則り、しっかり議員としての職務を全うしてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方の御指導よろしくお願い申し上げます。

(牟田議員)

みやき町議会議員の牟田秀文でございます。私も今回2回目ということで、皆様方と一緒に消防署のために頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

(小池議員)

こんにちは。みやき町議会議員1期目の小池司でございます。

1期目で初めての場で、こういう会議に出席しておりますので、まだまだたくさんの勉強をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

(松隈議長)

はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、新しく組合議員に就任された方の紹介を終わらせていただきます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第 9 4 条の規定により議長において、伊藤克也議員並びに牟田秀文議員を指名いたします。

日程第 3 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第 4 管理者提案理由の説明を求めます。

(向門管理者)

はい、議長

(松隈議長)

向門管理者

(向門管理者)

皆さんこんにちは。

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

本日、ここに令和 8 年 8 月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要を説明し、御審議をお願いすることといたしました。

提案いたしました議案のうち、議案第 9 号 鳥栖三養基地区消防事務組合監査委員の選任について申し上げます。

これは監査委員が任期満了となり、現在不在となっておりますので、選任をお願いするものでございます。

次に、議案第 1 0 号 鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは国の「アナログ規制の見直し」に伴い、条例等の交付及び公表方法について、デジタル化に対応した制度へ見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 1 号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、条例中に引用している条項番号にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 1 2 号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、緊急消防援助隊として災害現場に出動した職員に支給する手当について、改正された国家公務員の特殊勤務手当との均衡を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは職員の退職手当の支払い方法を整理したいため、所要の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 委託契約の締結について申し上げます。

これは、消防通信指令センター等共同運用整備事業に伴い、当組合に係る個別整備事業の契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既決の予算に歳入、歳出それぞれ1,816万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,961万7千円といたしております。

歳入面では、繰入金、繰越金、諸収入及び組合債を増額いたしております。

歳出面では、総務費において報償費、役務費、工事請負費、財政調整基金への積立金及び公課費を増額する一方、給料、職員手当等、共済費及び委託料を減額することといたしました。

また、公債費については、償還額の確定に伴い、所要の額を補正いたしております。

次に、議案第16号 令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料、財産収入、諸収入の増額に伴い、歳入総額18億4,808万7,037円となっており、前年度比は9.05%の増でございます。

歳出につきましては経常的な支出のほか、消防ポンプ自動車1台、広報連絡車2台及び防火装備品等を更新いたしましたので、歳出総額18億3,374万7,296円となっており、前年度比は9.65%の増でございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

（松隈議長）

はい、ありがとうございました。

日程第5 議案第9号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について議題といたします。

（向門管理者）

はい、議長

（松隈議長）

向門管理者

(向門管理者)

それでは、鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

①の議案書の1ページをお願いいたします。

本組合の監査委員のうち、関係市町の監査委員につきましては、みやき町の武田光邦監査委員でありましたが、令和8年2月28日付けをもちまして任期が満了となり、現在不在となっております。

監査委員につきましては、本組合理約第12条第2項の規定によりまして、管理者が組合議員の同意を得て選任することとなっておりますので、関係市町の監査委員のうちから、みやき町の益田清氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。これより議案第9号の質疑を行います。

(松隈議長)

ございますか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第9号 鳥栖・三養基消防事務組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第9号 鳥栖・三養基消防事務組合監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

監査委員になりました益田清監査委員、御挨拶をお願いいたします。

(益田監査委員)

この度、監査委員として御同意いただきましてありがとうございます。

私は、みやき町で長年ですね、町会議員を務めてまいりました。

監査という仕事は初めてです。何とぞ分からないことがたくさんあると思いますけれども、御指導よろしくお願いします。

そして、この職務に全うしてまいりますので、どうかよろしくお願いします。

(松隈議長)

ありがとうございました。

監査委員となられました益田清氏におかれましては、今後とも御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

総務課長の大寫でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

① 議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、地方自治法の一部改正及び行政手続のデジタル化への対応を踏まえ、条例規則及び規程等の公布、公表に係る手続を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

まず、第2条関係でございますが、条例公布時の署名につきまして、地方自治法の改正に伴い、電子署名等の総務省令で定める署名に代わる措置を可能とする規定を追加するものでございます。

また、条例の公布方法について、従来は、鳥栖市役所前の掲示板に掲示としておりましたが、住民等への情報提供手段としてインターネットの利用が一般化している現状を踏まえまして、ウェブサイトへの掲載を新たに追加するとともに、掲示場所についても、本組合が管理いたします鳥栖・三養基地区消防事務組合掲示場に改めるものでございます。

次に、第3条から第5条関係でございますが、規則及び規程の公布、公表手続についても、条例と同様の取扱いとなるよう規定を整理し、準用規定を見直すなど、条文全体の整合性及び事務の簡素化を図っております。

最後に、組合が発する告示及び公告につきましても、公示方法を明確にするため、新たに規定を設けるものでございます。

なお、この条例の施行期日は令和8年9月1日としております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第10号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

ございませんか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略し直ちに採決を行います。

議案第10号 鳥栖・三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第10号 鳥栖三養基地区消防事務組合公告式条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第7 議案第11号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大畠総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畠総務課長

(大畠総務課長)

それでは、議案第11号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

①議案書の4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条例中に引用している条項番号にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、監査請求に関する規定において引用している地方自治法の条項番号を法第243条の2の8第3項から、法第243条の2の9第3項に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に基づき、令和８年９月２４日といたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第１１号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

ございませんね。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第１１号 鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第１１号 鳥栖・三養基消防事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第８ 議案第１２号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大瀧総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大瀧総務課長

(大瀧総務課長)

それでは、議案第１２号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

①議案書の５ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、緊急消防援助隊として災害現場に出動した職員に支給する緊急消防援助隊派遣手当について、国家公務員の特殊勤務手当が改正されましたことを踏まえ、支給額との均衡を図るため条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、緊急消防援助隊派遣手当の支給額の上限を、現行の１日につき２，１６０円から１日につき２，８８０円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用することといたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

（松隈議長）

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第１２号の質疑を行います。

（議員）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（松隈議長）

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第１２号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（議員）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（松隈議長）

御異議なしと認めます。

よって議案第１２号 鳥栖・三養基消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第９ 議案第１３号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（大畠総務課長）

はい、議長

（松隈議長）

大畠総務課長

(大寫総務課長)

それでは、議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

①議案書の6ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、職員の退職手当に関する条例につきまして、退職手当の支払い方法を見直すものでございます。

現行条例では、退職手当の支払いについて受給者の同意を得た場合に、金融機関を支払人とする小切手により支払うことができる規定となっております。

しかしながら、近年の公金支払事務においては口座振込による支払が一般的となっていることから、受給者の利便性向上及び事務の効率化を図るため、退職手当につきまして、本人名義の預金または貯金口座への振込により支払うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は令和8年9月1日といたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第13号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第13号 鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

日程第10 議案第14号 委託契約の締結について議題といたします。

ここで執行部より追加資料の提出がっておりますので、配付をさせます。

では提案理由の詳細説明を求めます。

(中原情報指令課第1係長)

はい、議長

(松隈議長)

はい、中原情報指令課第1係長

(中原情報指令課第1係長)

みなさんこんにちは。

消防本部情報指令課第1係長の中原でございます。

今回、情報指令課長及び指令課長補佐が、やむを得ない事情により出席できませんので、代わりまして私より議案の詳細につきまして御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案第14号 委託契約の締結について御説明いたします。

①の議案書7ページ、④の参考資料2ページから5ページをお願いいたします。

本事業につきましては、令和10年度から運用開始を予定しております119佐賀消防指令センターにおける本組合の機器整備に係るもので、令和8年度から令和10年度までの3年間の継続費として、令和8年2月議会において既決を頂いております。

このたび、7月21日にNECネットエスアイ株式会社九州支店と2億5,381万8,400円で仮契約を締結するに至ったところでございます。

契約方法につきましては、共同運用の基幹消防となる佐賀広域消防局が現在運用していますNEC社製の高機能消防指令システムをベースとした機能拡張により接続するものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、随意契約としたものでございます。

また、本事業は委託契約でございますが、工事又は製造の請負としての性質が含まれていますことから、地方自治法第96条第1項第5号に基づき、本組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

なお、整備する機器につきましては、現在の通信待機室に設置し、令和9年度中に指令システムとの接続及び試行運用を開始する予定でございます。

その後、現在の指令センターに設置している既存システムを撤去し、そのスペースにつきましては、大規模災害等が発生した際の作戦会議室として活用する予定としております。

以上、御説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

はい、詳細説明が終わりました。

これより議案第14号の質疑を行います。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第14号 委託契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第14号 委託契約の締結については、原案のとおり決しました。

日程第11 議案第15号 令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算第1号を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大寫総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

(大寫総務課長)

それでは、議案第15号 令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊②の資料、令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,816万円を追加し、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ17億7,961万7,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、基山分署非常用照明LED化改修工事につきましては、新たに工事請負費の補正をお願いするものでございますが、脱炭素化推進事業として、起債を予定いたしております。

事業の限度額につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

西消防署照明ＬＥＤ化改修設計業務につきましては、令和８年２月定例会におきまして、当初予算として既決頂いておりましたが、設計業務が不要となりましたので、全額減額といたしております。

それでは詳細につきまして、事項別に御説明いたしますので、１０ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款５繰入金、項１基金繰入金、目３の消防施設等整備基金繰入金として１万４，０００円を増額し、補正後の額を１，８８６万８，０００円といたしております。

これは基山分署非常用照明ＬＥＤ化改修工事など、起債事業の変更による増額でございます。

款６の繰越金は科目設定をしておりましたが、令和７年度からの繰越金を増額し、補正後の額を１，４３３万９，０００円といたしております。

次に、款７諸収入、項２高速自動車国道救急業務支弁金でございますが、本年度の支弁金が確定しましたので、２５０万８，０００円を増額し、補正後の額を７０７万２，０００円といたしております。

項３雑入でございますが、令和８年度コミュニティー助成金が決定されましたので、１００万円を増額し、補正後の額を１，８４９万６，０００円といたしております。

１１ページをお願いいたします。

款８組合債で３０万円を増額し、補正後の額を１億１，３６０万円といたしております。

これは地方債の変更によるものでございます。

詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

１２ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１の一般管理費でございますが、１，７１６万６，０００円を増額し、補正後の額を１５億９，７８４万２，０００円といたしております。

内訳でございますが、節２給料の２４２万７，０００円、節３職員手当等の６１万１，０００円、節４共済費６４万７，０００円の減額は、職員１名の退職に伴うものでございます。

節７報償費は、女性防火クラブに対し防火広報用視聴覚資機材として、プロジェクターや放送設備などを購入し寄贈するため、１００万円を増額いたしております。

節１１役務費の２万１，０００円の増額は、本年度採用しました職員２名の救急救命士登録に伴う費用でございます。

節１２委託料の５２万８，０００円は、西消防署照明ＬＥＤ化改修設計業務が不要となりましたので、減額といたしております。

節１４工事請負費は、基山分署非常用照明ＬＥＤ化改修工事及び玄関ポーチの補修工事に伴い、１９５万７，０００円を増額いたしております。

節２４積立金につきましては、繰越金の確定及び予算の調製のため、財政調整基金へ１，８３８万３，０００円増額いたしております。

節26公課費、1万8,000円の増額につきましては、本年度採用した職員2名の救急救命士免許登録に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

款4公債費でございますが、令和7年度に実施いたしました各事業につきまして、起債に係る償還額が確定しましたので、利子で99万4,000円を追加し、補正後の額を179万1,000円といたしております。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(松隈議長)

詳細説明が終わりました。

これより議案第15号の質疑を行います。

(水田議員)

議長

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

はい。

12ページの歳出、2款1項1目2節から4節でございますが、事前の打合せで、4月22日付けで1名退職されたということで伺いました。

今、1名退職ということでもお話がございましたが、消防学校に入校したばかりの新規採用職員が退職されたとお聞きいたしました。退職に至った経緯について、個人が特定されない範囲で2点ほど伺いたいと思います。

まず1点目でございますが、入校後、本人の状況を把握するために所属との連絡や面談など、どのようなフォローを行っていらっしゃいましたでしょうか。

2点目に、今回の退職を一つの事例として、採用直後から消防学校入校中の職員に対するメンタル面や生活面を含めたフォロー体制について、見直す考えはありますでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

(大畠総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畠総務課長

(大畠総務課長)

水田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、入校後本人の状況を把握するために、連絡や面談など、どのようなフォローを行っていたのかという御質問について、でございますが、当組合では以前より、新規採用職員が消防学校へ入校した後は、消防学校での生活や教育訓練への適応状況を把握するため本人に対しましては、毎月1回以上の連絡又は面談を行いますとともに、消防学校に対しても必要に応じて状況の確認を行っております。

また、本人から相談や不安等の申出があった場合には、その内容を十分に聞き取り必要に応じて面談を行うなど、本人の状況に応じた対応を行っております。

今回の退職につきましては、個人のプライバシーに関わる事項であることから、詳細につきましては差し控えさせていただきますが、退職の申出に関する相談を受けた当日には、消防学校関係者へのヒアリングを行い、その翌日からは本人及び保護者との面談を行うなど、約2週間にわたり対応を行ったところでございます。

次に、採用直後から消防学校入校中の職員に対するメンタル面や生活面を含めたフォロー体制について、見直す考えはありますかというふうな御質問でございますが、今回の退職につきましては、一つの事例として重く受け止めております。

新規採用職員につきましては、採用直後から新たな職場環境に加え、消防学校における規律ある集団生活や教育訓練など、これまでとは大きく異なる環境に置かれますことから、精神面や生活面を含め、きめ細やかなフォローを行うことが重要であると考えております。

今後につきましては、今回の事例も踏まえ合格通知後から消防学校入校前、さらには入校期間中におきましても、本人との定期的な連絡や面談の機会をこれまで以上に充実させることなど、本人の心身の状況や生活面での不安を早期に把握できる体制について検討をまいります。

また、本人が1人で悩みを抱え込むことがないように、相談しやすい環境づくりに努めますとともに、消防学校とも十分に連携を図りながら、新規採用職員が安心して消防職員としての第一歩を踏み出すことができるよう、フォロー体制の一層の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

はい。いろいろと御苦勞が絶えないかと思いますが、引き続き職員に寄り添った対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

(松隈議長)

ほかにございますか。

(水田議員)

はい。

(松隈議長)

水田議員

(水田議員)

はい。同じところなのですが、14節工事請負費のところでございます。

基山分署庁舎玄関ポーチ補修工事について、ございます。

2点ほど伺います。

分署の補修工事が予定されておりますが、消防施設については今回のような個別の補修だけではなく、施設全体を計画的に維持更新していくことが重要だと考えます。

そこで、現在、消防本部として施設全体の長寿命化計画を、どのようにお考えでしょうか。

そして、もう1点です。

各施設の老朽化状況を踏まえた今後の修繕方針の優先順位や計画は、策定されておりますでしょうか。

3点ございました。

もう1点です。

将来的な財政負担を見据え、計画的に整備を進めるお考えについての見解を、お願いいたします。

以上3点、お願いいたします。

(大畠総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大畠総務課長

(大畠課長)

水田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現在、消防本部としての施設全体の長寿命化計画を、どのように考えているのでしょうかという御質問でございますが、庁舎等の改修工事につきましては、平成29年6月に策定いたしました、鳥栖・三養基地区消防事務組合公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年2月に策定いたしました、消防施設等個別施設計画に沿って実施するものでございます。

この個別施設計画は、消防施設の長寿命化を計画的に推進することを目的としており、施設の目標耐用年数を65年と設定し、40年間の長期的な視点を踏まえながら、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、中期的な計画となっております。

本組合では、この計画に基づきまして、施設の安全性や機能性を確保するとともに、計画的かつ効率的な維持管理に努めているところでございます。

次に、今後の修繕、更新の優先順位や計画は策定されているのでしょうかというふうな御質問でございますが、各消防施設の修繕や更新につきましては、消防施設等個別施設計画に基づきまして、施設の劣化状況や安全性、緊急性及び必要性を踏まえながら、計画的に実施していくこととしております。

具体的な優先順位につきましては、中長期保全計画におきまして、まず、直接人命に関わる被害につながる恐れのある箇所に対する安全対策工事を、優先1としております。

次に、漏水や施設の基本的な機能に支障が生じる可能性のある劣化に対する対策工事を、優先2といたしております。

さらに、改修周期を大幅に超えても更新が行われていない、電気設備等老朽化した設備の更新対策を、優先3といたしております。

そのほか、施設の建築年数や経過年数を踏まえ、将来的な劣化を見据えた修繕や更新につきましては、優先4として対応することといたしております。

今後につきましても、この優先順位を基本としながら、各施設の点検結果や劣化状況を適切に把握し、安全性や緊急性を総合的に判断した上で、必要な修繕及び更新を計画的に進めてまいります。

最後に、計画的に整備を進める考えについての見解を伺いますという御質問でございますが、消防施設につきましては、建設から一定の年数が経過している施設もありますことから、今後修繕や更新に要する財政負担が増加していくことが見込まれます。

このため、施設の安全性や機能性を確保しながら、突発的な大規模修繕等による財政負担の集中をできる限り抑えるため、消防施設等個別施設計画に基づく優先順位を踏まえまして、計画的な維持管理及び改修を進めることが重要であると考えております。

また、施設整備に当たりましては、今後の財政見通しを踏まえた財政計画との整合を図りまして、必要な事業費につきましては、年度間の財政負担の平準化にも配慮いたしながら計画的に実施してまいります。

今後につきましても、施設の劣化状況や緊急性、必要性を適切に把握するとともに、個別施設計画及び財政計画を踏まえ、安全で安定した消防行政サービスを継続して提供できるよう、計画的かつ効率的な施設整備に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

(松隈議長)

ほかにございますか。

(大川議員)

議長

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

すみません。このですね令和8年2月から7月31日までの経過報告の中で、一つだけ確認をさせてもらいたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(松隈議長)

今の議題に直接関係ありますか。

(大川議員)

ちょっと離れます。

(松隈議長)

じゃあ後でちょっと聞かせてもらって、ほかございますか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

ほかございますか。

質疑を終わります。

本議案については討論を省略し直ちに採決を行います。

議案第15号 令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第15号 令和8年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第1号）については、原案のとおり決しました。

日程第12 議案第16号 令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入、歳出決算認定について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(大島総務課長)

はい、議長

(松隈議長)

大寫総務課長

それでは、議案第16号 令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入、歳出決算について御説明申し上げます。

別冊③の資料、歳入、歳出決算書の3ページをお願いいたします。

各項目の詳細につきましては、後ほど事項別に御説明いたしますので、合計額のみ報告をさせていただきます。

歳入の合計は18億4,808万7,037円

続きまして、歳出の合計は18億3,374万7,296円で、歳入、歳出差引き額1,433万9,741円でございます。

それでは、事項別明細書で内訳を御説明いたしますので、14ページ、15ページをお願いいたします。

15ページの収入済額を御確認ください。

歳入でございますが、款1分担金及び負担金で15億7,907万4,000円を収入しており、内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

款2使用料及び手数料で425万4,861円を収入いたしております。

内訳でございますが、項1使用料で19万161円

項2手数料で406万4,700円を収入しており、詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

款3国庫支出金70万1,000円につきましては、令和7年度電気軽自動車のリース契約による経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金及びクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電充填インフラ等導入促進補助金に伴うものでございます。

款4財産収入、項1財産運用収入671万3,157円につきましては、各基金の預金利子でございます。

項2財産売払い収入39万1,160円は、更新しました消防ポンプ自動車1台及び広報連絡車3台の売払い収入でございます。

16ページ、17ページをお願いします。

款5繰入金、項1基金繰入金は1億3,011万9,737円を繰入れいたしております。

内訳でございますが、目1財政調整基金繰入金は0円

目2退職手当基金繰入金の6,242万4,000円は、職員4名分の退職手当に充当いたしました。

目3消防施設等整備基金繰入金の6,769万5,737円は、AVM LTE化業務、広報連絡車2台の更新及び防火装備品の更新のほか、備考欄に記載の各事業に充当いたしました。

款6繰越金は2,239万7,780円でございます。

款7諸収入で2,363万5,342円を収入しております。

内訳でございますが、項1預金利子で76万3,436円

項2高速自動車国道救急業務支弁金で456万4,380円

18ページ19ページをお願いします。

項3雑入は1,830万7,526円となっており、詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

款8組合債は8,080万円としており、詳細につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

1番下の欄になりますが、歳入合計、予算現額18億4,502万7,000円に対し、収入済額は18億4,808万7,037円でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、21ページの支出済額を御確認ください。

款1議会費で35万4,780円を支出しており、節1報酬で22万4,830円

節8旅費で11万4,400円

節10需用費で1万5,550円となっております。

款2総務費でございますが、15億9,346万4,762円を支出し、不用額は725万3,238円でございます。

なお、不用額につきましては、節の主なものについて御説明申し上げます。

項1総務管理費、目1一般管理費の内訳ですが、節1報酬で249万8,640円

節2給料で5億9,880万3,504円

節3職員手当等で5億4,646万1,760円を支出しています。

職員手当等につきましては、出勤件数の増加などにより時間外勤務手当などが不足となりましたため、予備費から102万6,000円を充用いたしております。

今後につきましては、予算における積算精度の向上に努めますとともに、執行状況の把握をより適切に行いまして、予算管理の徹底を図ってまいります。

申し訳ございませんでした。

節4共済費で2億2,200万9,716円

節7報償費で46万5,674円を支出しております。

22ページ、23ページをお願いします。

節8旅費で597万2,372円

節9交際費で4万2,332円

節10需用費で5,388万8,496円を支出しております。

不用額が564万504円となっておりますが、これは、消耗品費、修繕料等の支出減及び燃料費、光熱水費の見込み減によるものでございます。

節11役務費で経常的な経費として2,070万3,451円を支出しております。

不用額が77万7,549円となっておりますが、健康診断料等の見込み減によるものでございます。

節12委託料で4,665万5,197円を支出しておりますが、経常的な経費のほか、消防指令システム関係の保守業務などでございます。

24ページ、25ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料で1,974万9,501円を支出しております。

主に消防OAシステム機器のリース料のほか、経常的な経費でございますが、令和7年度はNHKの未払い受信料がございました。

節 1 4 工事請負費 1, 2 9 6 万 9, 5 5 0 円は、鳥栖消防署浴室改修工事のほか、備考欄に記載のとおりでございます。

節 1 7 備品購入費 2 0 3 万 8, 0 6 5 円は、庁用器具のほか、備考欄に記載の資機材等を購入いたしております。

節 1 8 負担金補助及び交付金では 1, 1 3 5 万 8, 2 4 7 円を支出しておりますが、経常的な経費のほか、消防通信指令センター共同運用に係る実施設計業務などに伴う負担金でございます。

節 2 1 補償補填及び賠償金の支出はございません。

2 6 ページ、2 7 ページをお願いいたします。

節 2 4 積立金 4, 8 7 4 万 2, 1 5 7 円を、備考欄に記載のとおり各基金へ積立いたしております。

節 2 6 公課費 1 0 7 万 1, 6 0 0 円につきましては、自動車の車検に伴う車両重量税、救急救命士登録免許税でございます。

項 2 監査委員費で 3 万 4, 5 0 0 円を支出しており、節 1 報酬で 2 万 1, 5 0 0 円

節 8 旅費で 1 万 3, 0 0 0 円となっております。

款 3 消防費では 1 億 7, 5 1 6 万 8, 3 7 9 円を支出いたしております。

内訳でございますが、項 1 消防施設費、目 1 消防施設管理費、節 1 1 役務費 5 万 9, 5 5 0 円は、消防ポンプ自動車及び広報連絡車の更新に伴います自賠責保険料とリサイクル料でございます。

節 1 2 委託料の 7, 4 5 9 万 7, 0 5 0 円は、AVM L T E 化業務等でございます。

節 1 7 備品購入費 1 億 4 0 万 2, 1 2 9 円でございますが、消防ポンプ自動車 1 台、広報連絡車 2 台のほか、備考欄に記載の資機材等を購入いたしております。

節 2 6 公課費の 1 0 万 9, 6 5 0 円は、消防ポンプ自動車及び広報連絡車の更新に伴う重量税や、無線局の免許申請印紙代でございます。

款 4 公債費は 6, 4 7 5 万 9, 3 7 5 円を支出いたしております。

内訳でございますが、目 1 元金で 6, 3 6 9 万 2, 5 8 1 円

2 8 ページ 2 9 ページをお願いいたします。

目 2 利子で 1 0 6 万 6, 7 9 4 円となっております。

款 5 予備費の支出はございませんが、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費に 1 0 2 万 6, 0 0 0 円を充用いたしております。

1 番下の欄になりますが、歳出合計、予算現額 1 8 億 4, 5 0 2 万 7, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 1 8 億 3, 3 7 4 万 7, 2 9 6 円で、不用額 1, 1 2 7 万 9, 7 0 4 円でございます。

3 2 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 1 8 億 4, 8 0 8 万 7, 0 0 0 円に対しまして、歳出総額 1 8 億 3, 3 7 4 万 8, 0 0 0 円で、歳入歳出差引額 1, 4 3 3 万 9, 0 0 0 円、実質収支につきましても同額となっております。

3 4 ページ、3 5 ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございますが、公有財産の土地及び建物につきましては、令和 6 年度からの増減はございません。

36ページをお願いいたします。

車両等の備品でございますが、消防ポンプ自動車1台、広報連絡車3台を更新しておりますが、広報連絡車3台のうち1台はリース契約といたしましたため、当組合財務規則に定める備品から外れることとなりました。

このため、調書への記載につきましては、広報連絡車2台の増といたしております。

37ページをお願いいたします。

消防緊急情報システム等の備品でございますが、無線移動局（携帯）の1台増となっております。

38ページをお願いいたします。

救急・救助用器具等の備品でございますが、令和6年度からの増減はございません。

39ページをお願いいたします。

基金の決算年度末現在高でございますが、財政調整基金は1億3,201万538円
退職手当基金は2億7,770万7,677円

消防施設等整備基金は6億2,776万3,855円でございます。

以上、御説明とさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

（松隈議長）

はい、詳細説明が終わりましたが、決算審査の結果について、大川隆城監査委員から、審査報告をお願いいたします。

（大川議員）

はい、議長

（松隈議長）

大川議員

（大川議員）

はい。

監査委員の大川隆城でございます。

決算審査意見書を読み上げて報告をさせていただきます。

決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました令和7年度鳥栖・三養基地区消防事務組合歳入歳出決算について、管理者から送付されました歳入、歳出決算書、歳入、歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成され、会計管理者保管の証書類、その他関係諸帳簿等により、本日慎重に審査した結果、正確なものであることを認めます。

令和8年6月26日、鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員、大川隆城、以上でございます。

(松隈議長)

大川監査委員ありがとうございました。

それではこれより議案第16号の質疑を行います。

(池田議員)

議長

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

はい。

すいません令和7年度主要施策の成果の説明書のほうから質問をさせていただきます。
ページ5ページになります。

エの各種行事についてっていうところの1番下になります。

住宅用火災警報器普及啓発について、お伺いをさせていただきます。

これ内容、結構、詳しく書いては頂いているようですが、令和7年7月1日、
1年前になるんですけど、消防庁の予防課長通達文がございまして、それをまずちよつ
と抜粋して、そのまま読ませていただきます。

住宅用火災警報器の設置状況については、平成23年6月までに全ての住宅において
設置が義務化されているところですが、全国平均値で設置率が約8割、条例適用率が7
割弱となっている一方、設置率や条例適合率が非常に低い地域も見られます。

また、作業確認を実施した世帯のうち、約3.5%で住宅用火災警報器の電池切れや
故障が確認され、設置から10年を経過した住宅用火災警報器の割合は約32.2%と
なっています。

住宅用火災警報器の設置の定着を図ることはもとより、火災時における適切な作動を
確保する観点から、設置された住宅用火災警報器の定期的な点検と、設置から10年以
上経過している住宅用火災警報器に対する本体交換の推奨など、機会を捉えた適切な維
持管理のさらなる働きかけをお願いしますっていう通達文が、出ております。

そこで、添付資料がございまして各都道府県、消防本部別の設置率適合率っていうの
があつてですね、これ令和7年6月、去年の6月1日時点ではあるんですけども、ま
ず佐賀県が76.6%、設置率、条例適合率が57.8%

全国平均より、どちらとも低い状況の中で、さらに消防本部ごとに出てる部分では、
残念ながら、いろいろ取組していただいてるんですけど、鳥栖・三養基地区消防事務組
合の設置率が61%、条例適合率が54%っていう佐賀の消防本部内でも、1番下にな
ってるっていうのが現状でございました。

そこでちょっとお伺いをさせていただきたいなと思っております。

4点、ちょっとまとめて聞かせていただこうと思っております。

まず1点目が、当組合管内の住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率、現在どうな
っているのか。

できれば、構成市町ごとの率を教えてくださいと思っています。

2点目が、調査方法はどのような調査方法でやっているのか。

3点目に、全国平均、佐賀県平均と比較してどのように評価しているのか。

4点目が、現状の対策、どのようにされているのか、4点まとめて、質問させていただきます。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

はい。予防課長の中島です。

どうぞよろしくお願いいたします。

池田議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、設置率、条例適合率についての御質問です。

令和8年度の調査では、設置率につきましては、管内60.2%、鳥栖市67.1%、基山町50%、みやき町51%、上峰町60%でございます。

条例適合率につきましては、管内56.8%、鳥栖市65.7%、基山町、36%、みやき町51%、上峰町52%でございます。

次に、調査方法についての御質問です。

調査方法につきましては、平成26年1月10日、消防庁通達、住宅用火災警報器設置状況調査方法についてに基づき実施しております。

各市町の地区を抽出し、鳥栖市200世帯、基山町50世帯、みやき町100世帯、上峰町50世帯、合計400世帯の調査を行っております。

また、調査と同時に住宅用火災警報器の普及啓発活動も行っております。

次に、全国平均、佐賀県平均との比較評価につきましてです。

全国の設置率平均は85.5%、全国条例適合率では66.8%、佐賀県の設置率平均は77.1%、条例適合率は55.5%、鳥栖・三養基地区管内の設置率は60.2%、条例適合率は56.8%となっております。

条例適合率では、佐賀県平均を上回っていますが、設置率では、佐賀県平均、全国平均を大きく下回っています。

これは調査対象地区が、住宅用火災警報器設置法令施行後の地区では、設置率が上昇し、それ以前の地域では、設置率低下傾向になりますが、これは法令施行地区、法令施行前地区を中心に、現在、調査、設置指導を行っておりますので、設置率は低いものと認識しております。

4点目、次に、現状の対策等につきましてですけれども、当消防事務組合では、住宅用火災警報器の設置法令施行後に、女性防火委員会による管内、全世帯を対象とした集団共同購入活動、防災フェスタや各種イベント等での住宅用火災警報器設置に関するア

ンケート調査、普及啓発活動、各地区民生委員会等での広報、設置依頼を受けての取付け支援、広報誌によるQ & Aほか情報発信、管内電機店舗においての設置広報活動、設置率調査に伴う各世帯戸別訪問時の普及啓発、佐賀県消防長会予防部会によるFM佐賀からの広報、これは期間を終了しておりますけれども、これが普及促進に向けた活動を行っております。

以上、お答えいたします。

(池田議員)

はい。

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

はい、ありがとうございます。

今お伺いしてれば抽出方法が、要は、高齢者というか古い住宅を中心に、要は、本部落ってというか、そういう前からある住宅中心にされたんで設置率は低くなってるんだっていうお答えだったと思うんですけれども、今、火災で亡くなる方っていうのは、大方、高齢者がメインであるっていうふうにやっぱり言われてまして、そういう方がお住まい、高齢者のみ、また独居の方がお住まいのところほど、やはり設置率は上げていく。

今、地震もあったり、また火災もコンセントからっていう火災など、たばこの不始末とか、そういう部分じゃない部分の火災も大分増えてきているように思われますんで、そういうところに特化して、お亡くなりになる率が高いと、高齢者に特化した支援設置の支援とかを考えていく必要性が出てきてるんじゃないかな、と私個人的には思っております。

で、先ほどお答えの中にも、女性防火委員会による管区全世帯を対象と集団共同購入とか、されてるとかありますけれども、特別、高齢者のみ、また、高齢者世帯に特化した支援を考えてあるのか、また、今、私もちょっと調べてみたら、各全国の消防で取り組まれているところで、機械は、個人さんで購入を頂く、でも、その設置に関しては、ここでも書いていただきましたけど設置の取付けはやっていくっていう部分、これ構成市町の皆さんと協力しながら、その設置率っていうのを広げていかんことには、今いろんな啓蒙かけてもらってるけど、現状、設置率が上がってないっていうところで、取組必要かなと思うんですけれども、何か考えてらっしゃることとかありますか。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

はい。

池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、高齢世帯、独居世帯等への普及対策についてでございます。

住宅用火災警報器の設置に関わるアンケートや設置率調査による戸別訪問により、高齢者世帯や独居世帯の未設置が多いことを、こちらのほうでも把握いたしております。

同時に、住宅用火災警報器設置についての案内、設置義務化の経緯、奏功事例や警報器設置の必要性については説明もいたしておりますが、御納得いただいていない状況にあります。

高齢者世帯では、これまでの調査で把握した未設置世帯を中心に消防職員や消防団、市町が連携して戸別訪問し、住宅用火災警報器の未設置確認から設置案内までを行うことが、有効的であると考えております。

次に、高齢者世帯や独居世帯への普及促進策、先進事例として、住宅用火災警報器の取付け等、構成市町と協力について、でございます。

鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部予防課では、消防設備士の資格を持つ職員を配置しております。

警報機の取付けにつきましては、民生委員の会議等がございまして、その中で、民生委員さんのほうから取付けをしてほしいというふうな依頼を受けて、令和3年に29件、それ以前の令和元年には3件ほど取付けを行っております。

今後も取付け依頼等があれば、各機関と調整を図り進めてまいる所存でございます。

現在、鳥栖市との調整では、高齢障害福祉課を通して高齢者世帯への住宅用火災警報器普及促進として、住宅用火災警報器に係る全ての広報をスタートしております。

住宅用火災警報器普及に関わる取組を、鳥栖市以外の構成市町等の連携も密にして進めてまいります。

また、戸別訪問等の結果、高齢者の住宅用火災警報器の認識不足、必要性の欠如等、認められることから、引き続き広報活動を進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

(池田議員)

はい。

(松隈議長)

池田議員

(池田議員)

はい。

ありがとうございます。いろいろ取り組んで、取り組もうとしていただいてるっていうのを、まず感謝申し上げます。

令和3年に民生委員さんとタッグを組んでやったときは29件、実績があるっていうことで、それを定期的に、毎年繰り返すことによって周知、消防署の方だけではなく

かやっぱりこれには限界があると思いますんで、女性消防防火クラブさんとは何か、各町、町区の婦人会の皆さんが入られてるとかいうお話も聞いた中で、そういう地元に根差した方と一緒にタッグを組みながら、そういう制度が自分で買ったら、付けてくれるよ、とかそういう部分で進めていくっていう、地元の人から地元の人に話が進むっていう部分で啓蒙も広がる可能性ありますんで、そういう協力の在り方っていうのはぜひ、今後行っていただければ、ありがたいなと。

鳥栖市だけじゃなくて構成市町さんとも御協力頂きながら、お願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(松隈議長)

ほかにございますか。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

1点だけ、予算の執行、補正、決算のですね、在り方について首長さんたちも、監査委員さんも、されておりますので質問いたします。

いわゆる21ページでですね、職員の手当等で予備費から100万余りが流用されております。

款5のですね、流用というようなあたりなんですけれども、いわゆる予備費からの流用という格好になってますよね。

要は、同じ目で、同じ目ですね、23ページに、いわゆる需用費で不用額が564万の不用額が出ております。

同目内のですね、いわゆる補正いわゆる予備費から持ってくるべきなのか、こういうですね同じ目1の、款2の1項の1目の中でですね需要費として520万の不用額でてるということであれば、同目内ですからですね予備費から持ってこなくてですね、やっぱしこれは目の中で処理すべきであったのではなかろうかと、私は思いますけれども、その辺りは首長、予算の在り方としてですね、どう考えられますか。監査委員さんもこの辺りはどのようにですね、こうするのが本当なのかと思うわけですよ。

その辺り、考え方としてですね教えていただきたい、私監査したことありませんので。

(大畠総務課長)

はい、議長

(松隈議長)
大畠総務課長

(大畠総務課長)

平野議員からの御質問についてお答えをさせていただきます。

予算の調製につきまして、同じ款のほうから予算の流用ができないかというふうな御質問かと思いますが、人件費と物件費の支出科目となるために、規定上、物件費から人件費には予算の流用ができない。

また、逆にできないというふうな規定がございますので、今回、予備費のほうから充用をさせていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(平野議員)
はい。

(松隈議長)
平野議員

(平野議員)

いや、私、理解しておりませんでしたのでね、人件費等、それどこの法のどこですかね、そういうふうになってるのか私は後で調べますけれども、こういう形というのは私初めて見ましたんでね。

要は、これは、いわゆる補正でもですね、この人件費からというのは全項の同目の中でも款越えやないですよ。

同目の中でも、これできないようになってるんですか。

これ一般管理費の中でですよ。

(大畠総務課長)
はい、議長

(松隈議長)
大畠総務課長

(大畠総務課長)

平野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

補正予算の中でも同款の中より、流用ができないかというふうな御質問でございますが、各款の中に人件費がそれぞれの款に含まれていれば、人件費から人件費への流用でございますので、補正予算で流用することは可能かと考えております。

今回の流用につきましては、人件費が総務費の中だけにしかございませんので、その中では補正予算の中でも、物件費から人件費への流用はできないというふうな規定になっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(平野議員)

はい、ありがとうございました。

(松隈議長)

ほかにございますか。

(議員)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

質疑を終わります。

本議案については討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第16号 令和7年度鳥栖・三養基消防事務組合歳入、歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(議員)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(松隈議長)

御異議なしと認めます。

よって議案第16号 令和7年度鳥栖・三養基消防事務組合歳入、歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

それでは先ほど大川議員から御質問ございましたのでお受けしたいと思います。

(大川議員)

はい、議長

(松隈議長)

はい、大川議員

(大川議員)

すみません一つだけ、お尋ねさせていただきます。

このですね鳥栖・三養基地区消防事務組合経過報告書を御覧頂いて、6ページの真ん中辺ですかね、3番目の項目で特別防火査察についてということで挙げておられますが、これはもう御案内のとおりですね小学校の火災が東京であったことを踏まえて、管内の

小中学校を全部査察していただいたということですが、その結果についてどういうふうな状況だったのかをですね、教えていただければと思いますが、お願いいたします。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

はい。

予防課中島でございます。

東京の学校火災を受けて特別査察を国の通達前に鳥栖・三養基地区の予防のほうでは行っております。

その結果につきましては特に大きな違反等はないんですけれども、今回の特別査察の目的が、消防法令には違反はしてませんが、実際の火災のときに学校の先生方が消火設備が使われてない、避難器具を使うことがなかった。そのために子供たちが大変危険な目に遭っております。

それを踏まえて、これはうちの管内でも発生しうる状況という理解のもとに、立入検査等を実施しております。

その結果ですね、やはり先生方が常時使える、現場の直近にいる先生が取り扱うことができるという状況ではなかった。法令的な違反はございませんでした。

しかし、運用上のものが行き届いてないということがありましたので、繰り返しますが法令の違反はありませんが、運用上のお願いをですね、近くにいる先生が自動火災報知設備を扱うことができる、消火栓を扱うことができる、近くの先生が避難器具をおろすことができる、そういうことをですね指導したところです。

法令の違反等はありませんでした。運用上のお願いをして終わっているところでございます。

以上でございます。

(大川議員)

議長

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

はい、ありがとうございます。

それですね、このときに東京で火災があった学校の校長先生が、年間に11、12回防火訓練をされたということがですね、ニュースの中でお聞きした経緯がありましたが、実際この地元の学校の先生にちょっと聞いたところ、1、2回しかしたことなかったという話もありました。ならばやっぱりもうずっと、一旦火災がですね、発生した時の対応として、さっきあったように、やはりもうちょっと訓練を増やすとか、そういうふうな指導をしてもらったらいいんじゃないかなあという感じがしたんですけども、この件に関しては今後、どういうふうに対応といいますか、指導をしていただけるものかですね、その辺よかったですら教えてください。

(中島予防課長)

はい、議長

(松隈議長)

中島予防課長

(中島予防課長)

はい。

訓練の回数がうちの管内では少ないのではなかろうか、消防側の指導というふうな御質問だと思います。

これにつきましては消防法令の中でですね、年2回実施することというふうな規則がございます。

年2回してさらに運用上では、そのうち1回の消防関係が立ち会うことということになります。

ですので法令違反になる部分については、年2回してない場合が違反になります。

しかしながら訓練期間にもよりますけれども、毎月のように実施されているところもがございます。

今回の東京のほうの火災を受けて、年2回程度の先生方の取扱い訓練だけではできないことがないでしょうということですね、夏休み期間とかそういったものを利用してで、全体の訓練のみならず先生方が取扱うような訓練をしてほしいということで、我々指導をやっておるところでございます。

以上でございます。

(大川議員)

はい、議長

(松隈議長)

大川議員

(大川議員)

今はですね、法令的には年2回ということであるということではありますが、先ほどありましたように、やはりそれだけではどうかなという心配もあるものですからね、今後については、先ほどおっしゃったとおり、あの、何て言いますか、備えをするためにも、さらに充実した指導をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

(松隈議長)

よろしいですか。

(平野議員)

はい。

(松隈議長)

平野議員

(平野議員)

議案の提案の仕方ですね、ちょっと今後のどうした方がいいのかということでもちよっとお伺いしたい。

いわゆる人事案件です。

今回ですね、監査委員の役員が可決しましたけれども、いわゆる住所と生年月日、個人情報ということでね、今回伏せられております。

しかしね、私、人事案件だからこそですね、こういう個人情報ではなくて、この議会においては、説明会では、それは住所、生年月日が伏せていいんですけれども、やっぱし、ちゃんと分からないと我々はですね、採決はですね、真剣な採決ができないと思うわけですね。

みやき町は全部人事案件は住所、それから生年月日、氏名、全部ですね出して採決をするわけですよ。

あんまり鳥栖がこうになってるのかなと思ってですね、基山町も、上峰町もどのような形でされてるのかですね一本化をしてほしいなと思いますのでですね、その辺り各市町、どのようになっているのかですね。

実はですね、この間ある書類を取るようにしたらですね、大字が一緒ですね、同姓同名の人がおったんですよ。

同姓同名同じ字で。

家はどこですかって問われたわけですね。

だから、ちょっとそういうのもあるのかなあと思ってですね。

ですから、これは議会ですからそういうこと絶対ないと思いますけど、個人情報、個人情報って、こういうのはですね、きちっと出すべきじゃなかろうかなと私は思うわけですよ。

構成市町ときちっと話し合いをするべきではなかろうかなと思います。

(松隈議長)

そこは今後どういうふうに提案されると、管理者の中で協議をしていただくということで。

(平野議員)

話合いをしましょうよ。個人情報でここに出すのは、個人情報は、私はこれは当てはまらんとされるわけですね、きちっと出すべきだと。私はそういうふうに理解をしております。

(松隈議長)

ただもちろん、個人情報ということだけではなくてですね、人事に必要な、その判断する必要な情報として、例えば別にプロフィールとかですね、どういう方なのかっていう判断材料になりうるが、それは一つの、それでもいいのかなと思いますけどそこはちょっと今後、管理者のほうでどう提案するかですんで、考えていただくっていうことですね。

(平野議員)

やっぱり我々、それを出しちやいかんということであればですけど、うちは、もう、みやき町は全部出してますから、きちっと出してから人事案件は採決をします。

(松隈議長)

あくまで議会として判断に至る材料があるかどうかということでございますんで、そこはまた管理者のほうで考えていただきたいと思います。

よろしいですか。

はい。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年8月組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和8年10月8日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

伊藤克也

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

岸田秀文